

平成29年度

行政監査結果報告書

北竜町監査委員 長谷川 秀 幸

同 小 坂 一 行

目 次

1. 監査のテーマ	1
2. 監査の種類	1
3. 監査の目的	1
4. 監査の対象	1
5. 監査の着眼点	1 - 2
6. 監査の方法	2
7. 監査の期日	2
8. 集計結果	2 - 6
9. 集計結果に基づく監査結果	6 - 7
10. 個別監査の結果	8 - 19
11. 監査意見	20
12. むすび	21
(参考資料)	22 - 23

平成 29 年度行政監査結果報告書

1. 監査のテーマ

役場内に事務局及び会計等、事務の一部を置く任意団体の事務執行について

2. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査

3. 監査の目的

役場内に任意団体の事務局等を置き、町職員が団体事務に従事している事例が数多く存在している。

こうした事務局のあり方には十分な公益性があるのか、町の人的支援が適切に成されているのか、町民の理解が得られるのか、また正確性や効率性、相互確認体制に問題がないのかなどの観点から実態を明らかにするための検証が必要であると判断する。

よって、本町における「役場内に事務局及び会計等、事務の一部を置く任意団体の事務執行」について今後の適正な事務執行の確保と町の行政改革の推進に資することを目的として監査を行う。

4. 監査の対象

本監査はすべての課、局、委員会等を対象とし平成 28 年度に事業の実績があり、かつ平成 29 年度において役場内に事務局を置き職員が従事している任意団体及び会計等の事務の全部又は一部を職員が公務として拘わっている任意団体をすべて（委員会等を含む）対象とする。

なお、町からの補助金等財政援助の有無は問わないものとする。

5. 監査の着眼点

行政監査の実施に当たっては、監査の目的を踏まえ着眼点を次のとおり定めた。

1) 運営等は適切か。

イ) 運営に必要な諸規定の整備が適切に成されているか。

ロ) 総会や理事会等は規定に基づき適性で開催されているか。

ハ) 団体の意志決定や会計事務など、業務は適性に行われているか。

ニ) 内部監査などにより、十分な内部けん制の体制がとられているか。

2) 職員の関与は適切か。

イ) 職員が従事することは適切か。

ロ) 町の事務と任意団体の事務との区分は明確か。

ハ) 執務場所等は適切か。

3) 今後の支援等のあり方。

イ) 任意団体のあり方について検討が行われているか。

ロ) 事務局を役場内に置く必要性及び職員が会計等の事務の一部を預かる必要性に

ついて検討が行われているか。

6. 監査の方法

監査対象団体を所管する課などに対し、「調査票」の提出を求めた任意団体の運営状況について確認した。その結果、71件の報告があったが内26件は任意団体等から個人的に役を任せられ、公務時間外に処理していたものであったため監査の対象から除外した。その結果対象とした45の任意団体について、団体の概要、規約の整備、今後の団体の方向性などを聞き取り任意団体の特性を考慮して、特定の課や同種の団体に偏在しないよう全体的な調整を図りつつ抽出した11件の団体の個別監査を行った。

「抽出団体」

- 1) 北竜町議会等OB会
- 2) 北竜町自衛隊家族会
- 3) 北竜町地域公共交通会議
- 4) 北竜町交通安全協会
- 5) 北竜町民生委員協議会
- 6) 北竜町鳥獣被害防止対策協議会
- 7) 北竜町農村・村づくり塾
- 8) 北竜町農業委員協議会・旅行会
- 9) 北竜町防火管理協会
- 10) 北竜町スポーツ少年団本部
- 11) 北竜町町民文化祭実行委員会

7. 監査の期日

平成29年12月21日（木）

8. 集計結果

役場内に事務局（所）及び会計等、事務の一部を置く任意団体（以下、「団体」という。）は次のとおりです。

課別の団体事務局の設置状況

課名等	団体の数		
	補助金等交付団体	補助金等の交付のない団体	計
町長部局	14	10	24
出納室	0	0	0
総務課	1	2	3
企画振興課	1	0	1
住民課	4	5	9
産業課	8	3	11
建設課	0	0	0
議会事務局	0	4	4
農業委員会	0	4	4
教育委員会	5(7)	2(3)	7(10)
特別養護老人ホーム	0	0	0
深川消防署北竜支署	1	0	1
計	22	21	43

注1) 教育委員会欄の () 書きは体育協会関係分を含んだもの

注2) 計欄は体育協会分を含んだもの

課別等では、産業課が 11 団体で最も多く、続いて教育委員会となっている。町から補助金等の交付を受けている財政援助団体は体育協会関係分を含め 22 団体で 51.1%となっていた。また、町からの財政支援を受けていない団体は 21 団体あり、これらは町職員が事務局または会計等の事務の一部を担当し、人的支援のみを行っている団体である。

(1) 団体の概要

①団体代表者の状況は、次のとおりである。

区分	町職員が代表者					職員以外	計
	町長	副町長	教育長	課長・補佐	その他の職員		
団体数	3	0	0	0	0	32	35
構成比(%)	8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	91.4	100.0

町職員が代表となっている団体は 3 団体で、全体の 8.6%である。また、何々大会、某貯金部などの会計事務のみを担って特に代表者を定めていないものが 9 団体あった。

②団体設立後の経過年数の状況は、下表のとおりである。

区 分	5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30年以上	不詳	計
団体数	2	2	3	4	19	13	43
構成比(%)	4.7	4.7	6.9	9.3	44.2	30.2	100.0

設立後の年数が20年以上の団体は23団体で53.5%である。

(2) 町職員の団体役員への就任状況

①町職員の団体役員への就任状況と、町における役職の状況は、下表のとおりである。

区 分	町 職 員					計
	町長	副町長	教育長	課長・補佐	係長・係	
団体数	5	2	1	3	4	7(15人)
構成比(%)	33.3	13.3	6.7	20.0	26.7	100.0

注) 1団体で、複数の職員が就任している場合があり () 書きは就任の合計人数

町職員が役員へ就任している団体は43団体中7団体で、役職別では、町長が5団体で最も多く、続いて係長の4団体となっている。

(3) 事務局の設置状況

①事務局への就任状況と町職員の役職は、下表のとおりである。

区 分	町 職 員		町職員以外	設置無し	計
	課長・補佐	係長・係			
団体数	36	5	0	2	43
構成比(%)	83.7	11.6	0.0	4.7	100.0

団体事務局への町職員の就任状況と町における役職については、43団体中町職員が事務局長に就任している団体は41団体95.4%で、町における役職では課長・補佐が36団体で最も多く、続いて係長の5団体となっている。

(4) 団体の規約等の整備状況

①団体の会則等の整備状況は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	30	13(10)	43

注) 無欄の () 書きは策定の必要性を感じない団体数

会則が制定されていない団体は13団体で全体の30.2%であるが、何々大会の会計事務のみを扱うなど策定の必要性を感じない10団体を除いた全団体数33での割合は3団体9.1%である。

②事務所を置く規定の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	30	13(10)	43

注) 無欄の () 書きは規定の必要性を感じない団体数

団体の会則等に事務所を役場内などに置く旨の規定は、会則等が設けられている 30 団体 100.0%であった。

(5) 団体における会計事務の状況

①現金出納簿の整備状況は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	36	7	43

現金出納簿が整備されていない団体は 7 団体で全体の 16.3%である。

②収入、支出に係る決裁書類等の作成状況は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	35	8	43

収入、支出に係る決裁書類等が作成されていない団体は 8 団体で、全体の 18.6%である。

③現金出納簿等の検査の実施状況は、下表のとおりである。

区 分	団 体 監 事	実 施 無 し	計
団体数	22	21	43

団体監事の設けられている全 22 団体で、検査は実施されている。

④監査機関の有無は、下表のとおりである。

区 分	有	無	計
団体数	22	21	43

会則は設けられているが監査機関が設置されていない団体は 30 団体中 8 団体である。

(6) 預貯金等の管理状況

①通帳を管理する者は、下表のとおりである。

区 分	事務局 (町職員)				団 体	通帳の無 い団体	計
	課 長	補 佐	係 長	係			
団体数	35	2	3	2	0	1	43

通帳を管理する者は、事務局を担当する町職員が 42 団体で団体の 97.7%を占めている。役職別では課長が通帳を管理している団体が 35 団体である。

②通帳印を管理する者は、下表のとおりである。

区 分	事務局（町職員）				通帳の無い団体	計
	課 長	補 佐	係 長	係		
団体数	35	2	3	2	1	43

通帳印を管理する者は、事務局を担当する町職員が 42 団体で団体の 97.7%を占めている。役職別では課長が通帳を管理している団体が 35 団体である。

(7) 今後の方向性に対する担当者の意向について

①任意団体の必要性については、下表のとおりである。

区 分	継 続	統廃合の検討が必要	廃 止	充実強化	その他	計
団体数	36	1	1	5	0	43

団体の必要性については、今後とも事業を継続する必要があると回答した団体が 36 団体で 83.7%を占め、廃止あるいは統合を検討する必要があると回答した団体は併せて 2 団体 4.7%にとどまった。

②今後町職員の団体業務への従事のあり方については、下表のとおりである。

区 分	継 続	段階的に縮減	廃 止	充 実	その他	計
団体数	40	0	1	2	0	43

今後町職員の団体業務への従事のあり方については、継続と回答した団体が 40 団体で 93.0%を占め、廃止あるいは段階的に縮減すべきと回答した団体は併せて 1 団体 2.3%にとどまった。

③役場等に事務所を置く必要性については、下表のとおりである。

区 分	やむを得ない	望ましい	移管する必要あり	その他	計
団体数	25	16	0	2	43

役場等に事務所を置く必要性については、やむを得ないと回答した団体が 25 団体で 58.1%を占め、置く事が望ましいと回答した 16 団体と併せると 41 団体 95.3%を占めた。

9. 集計結果に基づく監査結果

(1) 会則等の整備について

団体の会則等は、団体の設置根拠や運営等の基本となるものであるが何々大会の会計事務のみを扱うなど策定の必要性を感じない 10 団体を除いた 33 団体の中で 3 団体が未整備となっていた。

(2) 決裁規定等の整備について

団体の事務や財産管理の基準となる決裁規定や会計規定は、全団体において未整備の状態となっている。

(3) 通帳等の管理について

同一職員が通帳と通帳印を管理している団体は、通帳を持たない1団体を除く42団体中37団体。通帳管理と通帳印管理を別人が行っている団体が4団体、通帳と通帳印を町職員以外が管理している団体が1団体あった。

(4) 監査機関の有無について

会則等が整備されている30団体において監査機関が設置されていない団体が8団体あった。

(5) その他

町職員が、団体の役員または事務局職員として従事している場合において、すべての所属において公務性が高いとの判断から職務命令により従事させている状況であるが、当該職務が文書等により公務として処理すべきか確認できない事例が相当数有ると感じられた。

個 別 監 査 の 結 果

1. 北竜町議会等 OB 会
2. 北竜町自衛隊家族会
3. 北竜町地域公共交通会議
4. 北竜町交通安全協会
5. 北竜町民生委員協議会
6. 北竜町鳥獣被害防止対策協議会
7. 北竜町農村・村づくり塾
8. 北竜町農業委員協議会・旅行会
9. 北竜町防火管理協会
10. 北竜町スポーツ少年団本部
11. 北竜町町民文化祭実行委員会

10. 個別監査の結果

1	抽出団体	北竜町議会等OB会
	所管課等	議会事務局

1. 団体の目的

会員相互の友愛親睦を図り、協力して明るい町づくりに寄与する事を目的として昭和54年2月に設立され、一般社会に関する情報及び意見の交換並びに研修会などの事業を行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
— 円	— 円	— 円	— 円

※町からの補助金等が無い場合は調査対象外とした。

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 貯金通帳と通帳印は別人が管理しており事故防止の観点から適切と判断する。

10. 個別監査の結果

2	抽出団体	北竜町自衛隊家族会
	所管課等	総務課

1. 団体の目的

自衛隊員を奨励し、自衛隊教育によって将来国家の基幹となるべき人材の養成に側面より協力し、自衛隊の発展に寄与し、並びに会員相互の親睦を図る事を目的として、自衛隊員の募集に協力及び自衛隊員の諸行事に協力を行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
393,000 円	328,000 円	246,000 円	36,000 円

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 預金通帳と通帳印は別人が管理しており事故防止の観点から適切と判断する。

ハ. 監査機関が設置されていないが、事業及び会計を監査する役職の設置を検討されたい。

ニ. 町の補助金交付団体であり、年度末1回の申請をされている。補助金の額及び平成28年度の繰越額から考慮し適切と判断する。

ホ. 補助金申請事務と決定事務を同一課内で行っているため、担当者を分けるなど相互けん制機能が働くよう執行体制を検討されたい。

10. 個別監査の結果

3	抽出団体	北竜町地域公共交通会議
	所管課等	企画振興課

1. 団体の目的

道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議について、必要事項を定め本町の地域公共交通に係る適切な乗り合い旅客輸送の態様及び運賃、その他必要事項について協議を行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
3,084,659 円	2,673,000 円	1,198,674 円	1,220,000 円

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 預金通帳と通帳印が同一職員で管理されている状況があるので、事故防止の観点から改善されたい。

ハ. 監査機関が設置されていないが、事業及び会計を監査する役職の設置を検討されたい。

ニ. 町の補助金交付団体であり、年度末1回の申請をされている。補助金の額及び平成28年度の繰越額から考慮し適切と判断する。

ホ. 補助金申請事務と決定事務を同一課内で行っているため、担当者を分けるなど相互けん制機能が働くよう執行体制を検討されたい。

10. 個別監査の結果

4	抽出団体	北竜町交通安全協会
	所管課等	住民課

1. 団体の目的

交通道德の普及高揚を図り交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与するとともに、会員相互の親睦を図る事を目的とし、交通安全対策の企画立案及び推進並びに交通法令等の周知徹底などの事業を行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
1,060,590 円	1,100,000 円	238,043 円	130,000 円

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 預金通帳と通帳印が同一職員で管理されている状況があるので、事故防止の観点から改善されたい。

ハ. 町の補助金交付団体であり、年度初め1回の申請をされている。補助金の額及び平成28年度の繰越額並びに事業内容を考慮し、交付時期について十分な検討をする必要があると思われる。

ニ. 補助金申請事務と決定事務を同一課内で行っているため、担当者を分けるなど相互けん制機能が働くよう執行体制を検討されたい。

10. 個別監査の結果

5	抽出団体	北竜町民生委員協議会
	所管課等	住民課

1. 団体の目的

民生委員法第24条に定める任務の遂行と円滑な運営を図る事を目的とし、原則として月1回定例会を開催し任務に対する遂行状況、意見交換等を行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
1,518,585 円	1,824,000 円	97,127 円	1,577,360 円

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 預金通帳と通帳印が同一職員で管理されている状況があるので、事故防止の観点から改善されたい。

ハ. 町の補助金交付団体であり、年度内2回の申請をされている。補助金の額及び平成28年度の繰越額から考慮し適切と判断する。

ニ. 補助金申請事務と決定事務を同一課内で行っているため、担当者を分けるなど相互けん制機能が働くよう執行体制を検討されたい。

10. 個別監査の結果

6	抽出団体	北竜町鳥獣被害防止対策協議会
	所管課等	産業課

1. 団体の目的

野生鳥獣による農林水産等の被害を防止し、もって農林水産業の発展並びに地域住民の生活環境の改善を図ることを目的として、野生鳥獣の生息状況及び被害状況調査、野生鳥獣による被害防止対策に関する事業などを行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
9,095,742 円	9,477,000 円	545,097 円	9,300,000 円

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 預金通帳と通帳印が同一職員で管理されている状況があるので、事故防止の観点から改善されたい。

ハ. 町の補助金交付団体であり、年度内2回の申請をされている。補助金の額及び平成28年度の繰越額並びに事業内容から考慮し適切と判断する。

ニ. 補助金申請事務と決定事務を同一課内で行っているため、担当者を分けるなど相互けん制機能が働くよう執行体制を検討されたい。

10. 個別監査の結果

7	抽出団体	北竜町農村・村づくり塾
	所管課等	産業課

1. 団体の目的

北竜町内で将来にわたり農業経営を専業とするものが集い、本会の活動を通して農業の現状確認や各種農業制度の研修を通じて受講生の親睦を図り、農業担い手としての資質の向上を図ることを目的として、将来にわたる自己の農業経営確立のための事業及び北竜町農業の将来像や町づくりについて懇談などを行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
744,800 円	750,000 円	285,152 円	360,000 円

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 預金通帳と通帳印が同一職員で管理されている状況があるので、事故防止の観点から改善されたい。

ハ. 町の補助金交付団体であり、年度初め1回の申請をされている。補助金の額及び平成28年度の繰越額並びに事業内容を考慮し、交付時期について十分な検討をする必要があると思われる。

ニ. 補助金申請事務と決定事務を同一課内で行っているため、担当者を分けるなど相互けん制機能が働くよう執行体制を検討されたい。

10. 個別監査の結果

8	抽出団体	北竜町農業委員協議会・旅行会
	所管課等	農業委員会

1. 団体の目的

会員相互の親睦を深め、農業の発展に寄与する事をもって目的とし研修会等の開催、委員相互の親睦、福祉に関する事業などを行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
— 円	— 円	— 円	— 円

※町からの補助金等が無い場合は調査対象外とした。

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 預金通帳と通帳印は別人が管理しており事故防止の観点から適切と判断する。

10. 個別監査の結果

9	抽出団体	北竜町防火管理協会
	所管課等	深川消防署北竜支所

1. 団体の目的

会員相互の連絡協調を図るとともに事業所の防火管理に関する研究を行い、もって会員が所属する事業所等の安全とその振興発展に寄与することを目的として、研修に関する事、職場における防火思想の普及宣伝に関する事などを行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
220,133 円	200,000 円	23,326 円	22,000 円

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 預金通帳と通帳印が同一職員で管理されている状況があるので、事故防止の観点から改善されたい。

ハ. 町の補助金交付団体であり、年度中頃1回の申請をされている。補助金の額及び平成28年度の繰越額並びに事業内容を考慮し、交付時期について十分な検討をする必要があると思われる。

10. 個別監査の結果

10	抽出団体	北竜町スポーツ少年団本部
	所管課等	教育委員会

1. 団体の目的

スポーツを通じて少年の心身を鍛練するため、全町のスポーツ少年団の育成指導することを目的としてスポーツ少年団の結成促進、少年スポーツ大会の開催等の事業を行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
160,321 円	161,000 円	473 円	130,000 円 (30,000)

※ () 書きは社会福祉協議会からの助成金

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 預金通帳と通帳印は別人が管理しており事故防止の観点から適切と判断する。

ハ. 町の補助金交付団体であり、年度中頃1回の申請をされている。補助金の額及び平成28年度の繰越額並びに事業内容から考慮し適切と判断する。

ニ. 補助金申請事務と決定事務を教育委員会内で行っているため、担当者を分けるなど相互けん制機能が働くよう執行体制を検討されたい。

10. 個別監査の結果

11	抽出団体	北竜町町民文化祭実行委員会
	所管課等	教育委員会

1. 団体の目的

町民主体の文化祭を通じて文化活動の振興を図るために、住民の日常文化活動を展示・発表する機会の奨励及び文化旬間における優れた演劇・音楽・公演等の文化活動の振興に関することを行っている。

2. 監査結果及び意見

(1) 団体の公的補助の状況

平成27年度決算及び平成28年度予算は、下表のとおりである。

平成27年度決算額 (収入)	平成28年度予算額 (収入)	平成28年度繰越額	平成28年度町からの補助金等
254,097 円	307,000 円	60,622 円	275,000 円

(2) 団体の運営等に関する事項

イ. 会則に決裁及び会計等についての条文が制定されていないが、当該団体の事業運営や会計処理の適正化を図るためこれらの整備について検討されたい。

ロ. 預金通帳と通帳印が同一職員で管理されている状況があるので、事故防止の観点から改善されたい。

ハ. 町の補助金交付団体であり、年度中頃1回の申請をされている。補助金の額及び平成28年度の繰越額並びに事業内容を考慮し、適切と判断する。

ニ. 補助金申請事務と決定事務を教育委員会内で行っているため、担当者を分けるなど相互けん制機能が働くよう執行体制を検討されたい。

1 1. 監査意見

(1) 任意団体の運営等に関する事項

イ. 会則等の整備について

会則等が必要と思われる団体の中で未整備の団体が 3 団体あり、このほか会則等の内容について検証が必要なものも見受けられる。会則等が未整備の団体の事務内容は概ね適性に処理されているが、会則は団体設置・運営の根拠となるものであるので整備を図られたい。

ロ. 決裁・会計規定等の整備について

団体の事務や財産管理の基準となる決裁及び会計に係る規定はすべての団体において未整備の状態となっている。会計に係る規定は団体の事務処理する基準となるものであり、会計事務の透明性の確保や説明責任を果たすために、決裁規定等と共に整備について検討されたい。

ハ. 預貯金通帳・通帳印の管理について

同一職員が通帳と通帳印を一人で管理している団体は、通帳を持たない団体を除く 42 団体中 37 の団体であった。管理者を明確に区分するなど、相互けん制体制の確立と保管、管理について改善を検討されたい。

ニ. 監査機関について

会則が整備されている 30 団体で監査機関の規定がなされていない団体が 8 団体、会則等が必要と思われる団体の中で未整備の団体が 3 団体ありこれら 11 団体について、団体の適正な財務会計の執行を担保し透明性を確保するために必要な機関であるので、監査機関の整備を図られたい。

(2) 団体に関する町職員の関与に関する事項

町職員が団体の役員または事務局職員となっている場合、すべての所属において公益性が高いとの判断から職務命令により従事させている状況であるが、当該職務が文書等により公務として処理すべき団体か確認出来ない事例が相当あると感じられた。また、団体事務に従事することの必要性を検証するとともに、町職員に団体への関与に関する説明責任を十分果たせるよう適切な対応が必要である。

(3) 団体に対する今後の支援等のあり方に関する事項

今後の団体に対する支援等のあり方について全 43 団体中今後とも事業を継続する必要があると回答した担当者は 36 団体、廃止が 1 団体であった。また、町職員の団体事務の従事では同じく継続が 40 団体、廃止が 1 団体。役場内に事務所を置く必要性については同じくやむを得ないが 25 団体、望ましいが 16 団体であった。

町職員の関与や事務負担の程度及び事業規模の大きさにより団体の自立を念頭に置き、役場内に事務所を置くことの必要性について検討を進めるべきである。

12. むすび

今回の監査は、「役場内に事務局及び会計等、事務の一部を置く任意団体の事務執行について」をテーマとし、団体に対する執行場所の提供、団体の業務に対する町職員の関与、団体への町費支出、団体の事業運営などについて、提出された 43 団体の監査とその中から抽出した 11 の団体について個別監査を行った。

役場内に事務局を置く任意団体は、全町を挙げた取り組みが必要なもの、関係団体と協同で施策を行うためのものなど、その時代の社会的、経済的な要請により設立されたものと思われる。町と連携を図りそれぞれの団体で事業を実施しており 43 の任意団体の事務に町職員が携わっている。

これらの背景には、効率的に業務を実施できることなどが理由に挙げられるが、町と団体が一体のものと受け取られる可能性や両者の関係が不明確となる恐れがあることが考えられる。こうしたことから、役場内に事務局を置く任意団体の事務従事については、団体運営の透明性が求められるとともに、町は説明責任を十分果たせるよう適切な対応が必要である。

また、補助金交付団体の事務局に町理事者等が就任している事例が見られたが町は全ての団体に対する適切な関与や指導監督を行う立場であり、職員等が任意団体にかかわることについて、検証、審査を行う仕組み作りの検討が必要である。

なお、設立後相当期間が経過している団体については、この間社会的情勢や町の行政施策などの環境が変化している中で、団体業務の必要性や設立目的の達成状況を検証の上、団体への支援のあり方について総合的に検討する必要がある。

参 考 資 料

役場内に事務局及び会計等、事務の一部を置く任意団体名

番号	担当課等	任 意 団 体 名	会則等		町補助金等	
			有	無	有	無
1	総務課	自衛隊家族会	○		○	
2	総務課	北選会（選管委員旅行積立）		○		○
3	総務課	生命保険経理係		○		○
4	企画振興課	北竜町地域公共交通会議	○		○	
5	住民課	交通安全協会	○		○	
6	住民課	交通安全協会特別会計	○			○
7	住民課	交通安全指導員会	○		○	
8	住民課	交通安全指導員会特別会計	○			○
9	住民課	北竜町民生委員協議会	○		○	
10	住民課	北竜町日赤奉仕団	○			○
11	住民課	日本赤十字社北海道支部北竜分区	○			○
12	住民課	北竜町保護司会	○		○	
13	住民課	北竜町人権擁護委員会	○			○
14	産業課	北竜町鳥獣被害対策協議会	○		○	
15	産業課	北竜町ひまわり観光協会	○		○	
16	産業課	北竜町農業振興協議会	○		○	
17	産業課	3町営農改善推進協議会	○		○	
18	産業課	北竜町農村後継者対策推進協議会	○		○	
19	産業課	北竜町農村村づくり塾	○		○	
20	産業課	中学生農業体験学習		○	○	
21	産業課	北竜町指導農業士・農業士会	○			○
22	産業課	みのりっち北竜出荷者協議会	○			○
23	産業課	北竜町体育協会	○		○	
24	産業課	北竜町町民運動会		○		○
25	議会事務局	議会OB会	○			○
26	議会事務局	議会議員会	○			○
27	議会事務局	議員会旅行会計		○		○
28	議会事務局	北竜町監査委員事務局		○		○
29	農業委員会	農業委員会協議会・旅行会	○			○
30	農業委員会	農業委員会OB会		○		○
31	農業委員会	北竜町農業者年金協議会	○			○
32	農業委員会	全国農業新聞		○		○

番号	担当課等	任意団体名	会則等		町補助金等	
			有	無	有	無
33	教育委員会	北竜町教育委員会教育長		○		○
34	教育委員会	スポーツ少年団本部	○		○	
35	教育委員会	北竜町少年補導員連絡会	○		○	
36	教育委員会	北竜町女性連絡協議会	○		○	
37	教育委員会	ひまわり大学		○		○
38	教育委員会	文化祭実行委員会		○	○	
39	教育委員会	北竜町子ども会育成連絡協議会	○		○	
40	教育委員会	北空知体育協会連絡協議会	○			○
41	教育委員会	北竜町体育協会（全町ミニバレーボール大会）		○	◎	
42	教育委員会	北竜町体育協会バレーボール部（北竜町6人制バレーボール大会）		○	◎	
43	深川消防署 北竜支署	北竜町防火管理協会	○		○	
計			30	13	22	21

※団体の名称は行政監査の事前調査資料に記載された名称（略称有り）を記載した。

※◎は北竜町体育協会からの補助金